Title	情報戦争としての日露戦争(1) - 参謀本部における対ロシア戦略の決定体制 1902~1904年 -
Author(s)	佐藤, 守男
Citation	北大法学論集, 50(6), 75-127
Issue Date	2000-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14991
Туре	bulletin (article)
File Information	50(6)_p75-127.pdf



参謀本部における対ロシア戦略の決定体制

一九〇二年~一九〇四年——

藤 守

佐

男

北法50(6.75)1405

はじめに

目

次

基本史料

第一章 日本陸軍と日英軍事協商 第一節 研究論著 日英軍事協商の成立契機

交渉の発端

第二節 日本陸海軍の基本的交渉方針 横須賀予備会談

陸軍(日英連合軍大作戦方針)

海軍(海相訓示)

第三節 日英陸海軍代表者会議 日英軍事協商の成立

軍事協商の意義 軍事協商の内容

会議の開催

開催までの経過

協約書の裁可

日本陸軍の対露情報活動 軍事協商の意味

参謀総長の意見

第一節

参謀本部

機構の変遷

参謀本部第一部 日露開戦前の情報機構 情報収集組織

(以上、本号)

外国観戦武官

情報活動の評価

第二節

ロシア陸軍省の情報活動

陸軍省の機構

終

第二節 第三節 節 戦力 参謀長会議 外国駐在員および海外派遣者 勝算 兵站 (輸送力) 師団長会議 開戦前の対露情況判断 現地偵察 情報報告 在外公使館付陸軍武官 参謀本部の対露情報見積り 情報収集 参謀本部の対露情報資料

章 開戦前のロシア陸軍

部隊運用

部隊組成

部隊充足

補

節 観戦武官団 一 むすびにかえて ―

第三節

クロパトキン将軍

日露開戦前のロシア軍情報組織

論

[参考]

対日情報見積り

情報収集

Ι

「日英連合軍大作戦方針」 「日英軍事協商に関する参謀総長意見書」 「竜動會議始末報告」

海外派遣者報告規定」 「応聘将校下士心得」

五.

「別表八 将校下士ニシテ外国ニ招聘セラルル者ノ手続」 露国戦時兵力概見表

「別表九 「別表十 黑龍江軍管及関東州各地方戦時兵力概見表」 黒龍軍管及関東州配兵表」

「別表十二 黒龍軍管区·関東州配兵表_

別表十一

西伯利軍管区配兵表及戦時兵力概見表_

「別表十四 別表十二 極東露国重要職員姓名一覧表」 絶東派遣豫定露軍一覧表」

朝鮮・満州各全図 英国陸軍謀報局関係資料 II

北法50(6.78)1408

きなかった。

はじめに

一 研究課題

決定の体制が形成される内政と外交の過程を、日本の参謀本部を中心に歴史的に考察する。 本論文では、 日露戦争の直前の一九〇二年から一九〇四年にかけて、 対ロシア戦争の準備のために、 情報収集と作戦

日本にとって日清戦争、北清事変などそれまでの戦争とは根本的に異なる戦争であった。その相違は、

欧州列強の一角をなす軍事大国であった。そして日本は、一九〇二年の日英同

強大な軍事大国ロシアを敵としたことに止まらない

日露戦争は、

まず、この戦争における日本の敵は、

は、 盟の締結を通じて、 国の関心のもとで展開したのであり、そのような世界的な政治文脈から影響をうけ、規定されることを免れることはで という枠組みのなかで戦われ、そして、 地理的には極東に限定されたが、政治的にはヨーロッパの権力政治的な対抗関係、及び、フィリピンを領有した米 ヨーロッパの軍事同盟関係網の一部に編入されていた。すなわち、この戦争はヨーロ 同盟関係網に重要な衝撃を及ぼしたのである。そのため、 日露間の戦い ッパ 同盟関係 の舞台

戦略と兵器体系は飛躍的に進歩していたのであり、 第二に、この戦争は、 普仏戦争以来、 実に三十余年ぶりの軍事先進国相互の本格的戦争であった。その年月の その点から日露戦争は、きわめて新しい戦争であった。 間に、

中国東北部という本国の中心部から遠く離れた戦場に、

狭義の戦闘組織や兵器体系に限らず、

地理的知識、大規模な陸

軍をきわめて長期間にわたり派遣した。そのため、この戦争では、

第三に、この戦争においては、日本もロシアも、

北法50(6.79)1409

説 陸上輸送、海上輸送、 通信、 補給体制、 衛生、 動員能力などの情報と統合力とが死命を制しうる意味をもった。

論 など複雑で多面的な構成要素へ目配りするなど、戦争に影響を及ぼす諸要因の全体像を正確に視野におさめ、その有意 同盟関係など世界大の政治情勢を認識し、新兵器、新戦術などあらゆる新規なものを正確に把握し、そして輸送や動員 本論文では情報の重要性に焦点を当てる。ここにいう情報とは、 単に敵に関する情報の収集に止まらない。

性を判断する能力を意味する。

うとはいえ、 をもった準備態勢を組み上げる大きな役割を果たした。周知のように日本の参謀本部は、参謀総長が天皇への上奏を行 ○四年の日露開戦までの間に、それまでの情報活動を一新し、また収集した情報を単一の戦略に統合し、 体制の形成が問われることになる。本論文が検討の対象とする日本の参謀本部は、一九〇二年の日英同盟締結から一九 参謀本部に関する考察を中心とする。 収集し累積した情報を生かし、新たな情報に柔軟に対応し、それらを戦争の準備である作戦に統合する決定 主に陸軍の作戦の決定を担当し、 海軍については軍令部が管轄する。 しかし、 本論文では史料上の制約か 高い即応能力

本論文は、 四章より構成される。

国側から提起され、 があるものとされてきた。しかし、日英同盟の調印の直後に開始された日英軍事協商の交渉は、陸海軍双方の協力が英 の極東進出に対抗する日英間の対露攻守同盟であった。 を予定していたのである。また、それまで欧州列強の中ではドイツとの関係に重さをおいてきた参謀本部及び日本陸軍 第一章「日本陸軍と日英軍事協商」では、 日本参謀本部の活動を中心に、歴史的に考察する。一九〇二(明治三五)年一月に調印された日英同盟は、ロシア 両国の陸軍相互、 及び海軍相互が交渉を行った。 日英同盟締結後、そこから派生した日英軍事協商が成立する外交交渉過程 従来の日英同盟研究では、 即ち、 日英軍事協商は、 日英間の外交及び海軍の提携に焦点 両国の陸海軍の共同

史料から分析する。第三節の情報収集では、参謀本部が開戦直前の情況下、

る参謀本部内の情報機構を検討する。

第

一節は、

その機構を実務的に支えた収集組織の細部について、

その収集機関に対して、どのような情報を

は、 英国との交渉を通じて衝撃を受け、 また対ロシア戦略決定の前提となる情報を獲得する。

を明らかにする。 Ų i 部が列席して、 郎陸軍少佐が、 商 伊集院五郎海軍少将の両名に対して交付した対露作戦基本構想の成立過程を検討するが、それが決定された政治的文脈 原型とも目される内容を含んでい 第 の意義を位置付ける。 横須賀鎮守府において始めて公式に接触した日英軍事当局者の予備会談を考察する。この会談では日 日英陸海軍代表者会議の開催経緯、 第二節は、 「日本陸軍の対露情報活動」では、 三節より構成される。 同年七月にロンドンにおいて開催される日英陸海軍代表者による軍事協商の基本的な論争が提示され 同協商の交渉が正式に開始される前に行った活動を概観し、次いで、一九〇二(明治三五) 特に、 日英軍事協商のための準備として、 日本陸軍の「日英連合軍大作戦方針」は、じ後の「帝国国防方針」及び「帝国軍の用 第一節は、 る。 軍事協商の内容を考察する。 第三節は、 日英軍事協商の成立契機を分析する。 参謀本部の情報機構、 主として福島陸軍少将の直筆による 日本陸海軍当局が日本側代表に任命された福島安正陸軍少将 情報収集組織及び対露情報収集の方針を考察する。 そして、 参謀本部の対露戦略の中で、 まず、 「竜動會議始末報告」 駐英国公使館付武官宇都 本陸海軍 年五月 日英軍事協 に基づ 兵綱領 四

作戦構想の形成には、 その翌年の撤兵期限を無視し、 九〇二 (明治三五) 年四月、 第一 節では、 情報活動が不可欠である。そこで本章では、 参謀本部機構の歴史的変遷、 満韓方面 ロシアは清国との間に満州の還付とそれからの撤兵を約した条約を調印する。 の軍備を強化し、 その組織形成の過程を明らかにする。そして、 後方支援の体制を築いていった。 以下の三節に分け、 参謀本部の情報活動を歴史的に このようなロシアに対する H 1露開 戦前におけ しかし、

参謀本部

の保存

説 要求し、 謀本部との協力関係について検討する。 対露情報収集を活発化させていたかについて考察する。併せて、 日露戦前史の大きな特徴として、

論

び参謀長会議の席上、積年に亘って蓄積してきた対露情報資料を交付している。その内容を検討する。 判断する根拠及び勝利の条件を示したものである。そこで、第一節では、 報収集の主任幕僚であった福島安正陸軍少将の総合的情勢判断を通じて早期開戦による対露勝算を推論した。 シア陸軍に対する参謀本部の戦力、兵站輸送見積り及び対露勝算について考察する。そして、 シア情報活動などの最終的到達点である。 含む参謀本部の対露情報見積りを提出した。それは、 最後の高級幹部会同である。参謀本部はその会同に、 九〇三 「開戦前の対露情況判断」では、 (明治三六) 年二月師団長会議を、そして同年五月参謀長会議を開催した。この両会議は、 と同時に、 参謀本部の開戦直前における対露情報資料の内容を取り上げる。 在満州ロシア陸軍の兵力組成、 それは日露開戦の可能性に直面した参謀本部が、 一方では第一・二章で考察したような日英情報協力、及び、 参謀本部が日露開戦前に開催された師団長及 兵站輸送力などに対する見積りを 参謀本部における対露情 日露戦争開戦前 勝利が可能だと 第二節では、 参謀本部は、 対口 \Box

録した。それにより参謀本部の見積りの正確さを検討する。 |補章| において、 日露開戦前におけるロシア陸軍の概要を部隊組成、 部隊運用及び部隊充足の三節に分けて追

れた複雑な指揮系統を明らかにした。第三節では、主としてクロパトキン将軍の回想録から、 点を検討する。 に分けて分析する。 検討する。 「情報活動の日露比較」では、 情報という対象の性格上、また、 第二節では、 第一節では、英米観戦武官の客観的な従軍報告に基づいてロシア陸軍の情報活動と決定体制 ロシア陸軍省機構の歴史的変遷を概観した。 ロシア陸軍総参謀部の対日情報活動を第一・二・三章で考察した参謀本部と比較 ロシア側の史料的制約上、 両軍の比較検討は容易ではないが、 その中で、 陸軍総参謀部内に参謀本部が含ま ロシア陸軍総参謀部の情 以下、 の問題 三節

外務省と参

第

章

「日本陸軍と日英軍事協商

いない。

報軽視を取り上げた。そして最後に、 日露開戦前の情報戦争における日露間の優劣を考察して、「むすび」にかえる。

二 基本史料

本稿の記述対象は終章を除き、主に日本の参謀本部に係る内容である。従って、参謀本部関係史料の収集が論及の絶

対条件であった。 陸海軍中枢部は第二次世界大戦終結時、 秘密文書が連合軍の手に渡るのを避けるため、隷下各機関、 部隊に対し、そ

の焼却を指示した。このため、 陸海軍省、 参謀本部、軍令部及び侍従武官府が保管していた機密文書は上奏書類も含め

どに保管、所蔵されている。 しかし、戦災、焼却及び連合軍の押収を免れた参謀本部の貴重な重要史料が現在、 殆んどが散逸、消滅した。 (2)

防衛研究所戦史部、

外交史料館な

"外史」と略す)所蔵の原本史料に依拠し、英国及びロシア文書館などに収められている原史料は閲覧する機会を得て 本稿作成のための基本的史料は、その大部分が防衛研究所戦史部 (以下、「防研」と略す) 及び外交史料館 (以下、

各章毎に主要な利用史料を区分して、次に列挙する。

7 『日英両国軍事関係書類』明治三五・五・一四~三六・三・二〇(「防研」、[文庫・宮崎・三一])。

I.

1 『日英連合軍大作戦方針』明治三五·五(「防研」、[文庫·宮崎·三三])。

ゥ 【井口日記】(「防研」)。 『日英新協約第七条に基く軍事協商に関する顛末書』(「防研」、[文庫・宮崎・二一])。

オ 『英杜戦争状況報告雑件』(「外史」、[五-二-1-1-])。

第二章「日本陸軍の対露情報活動」

ア 『参謀本部歴史草案』明治二五~二七年(「防研」、[中央・作戦指導その他・九])。 『参謀本部歴史草案』明治一九~二一年(「防研」、[中央・作戦指導その他・七])。

『参謀本部歴史草案』明治三〇~三一年(「防研」、[中央・作戦指導その他・一一])。 『参謀本部歴史草案』明治二八~二九年(「防研」、[中央・作戦指導その他・一〇])。

『参謀本部歴史草案』明治三二~三四年(「防研」、[中央・作戦指導その他・一二])。

才

カ

ゥ

I

『参謀本部歴史草案』明治三五年(「防研」、[中央・作戦指導その他・一三])。

『日露戦役関係帝国ニ於テ密偵者使用雑件』明治三六年八月(「外史」、[五-二-七-三])。

『参謀本部歴史草案』明治三六・一・四~三六・一一・五(「防研」、[中央・作戦指導その他・一四])。

『井口日記』(|防研])。

ク キ

 (\equiv) 「開戦前の対露情況判断」

7 『師団長会議書類』明治三六年二月(「防研」、[参謀本部・雑・M三六-一四・一一七])。

- **~ 『参謀長会議書類』明治三六年五月(「防伊」、[参謀本部・雑・Ⅵ三六-ーニ・**」一五])。
- ウ 『明治三七年一月、極東露軍配置図』(「防研」、[文庫・千代田史料・一〇〇〇])。(6)

回 終章「情報活動の日露比較」 - むすびにかえてー

アイギリス

作、及び回顧録など刊行文献に依った。ロシア側の情報活動については、史料上の制約から、英米等からの日露戦争観戦武官の報告、旧ソ連公定史家の著

- Thomas G. Fergusson, British Military Intelligence, 1870-1914 (London, 1984).
- Great Britain. War Office. The Russo-Japanese War: Reports from British Officers Attached to the Japanese and Russian Forces in the Field (London, 1908), Vol. I-III.
- Ian Hamilton, a Staff Officer's Scrap-Book during the Russo-Japanese War (London, 1907), Vol.I.

イ アメリカ

- John. T. Greenwood, "The American Military Observers of the Russo-Japanese War (1904-1905)", *Doctoral Disertation* (Kansas State University, 1971).
- Newton A. McCully, The McCully Report: The Russo-Japanese War, 1904-05 (Maryland, 1977).
- War Department, Reports of Observers attached to The Armies in Manchuyia during The Russo-Japanese War (Washington, 1907), Part I-Part V.
- ウ ロシア

- P. A. Zaiontikovskii, Samoderzhavie i Russkaya Armiya na Ruvezhe xix-xx Stoletti 1881-1903 (Moskva, 1973).
- L. G. Beskrovnyi, Russkaya Armiya i Flot v xix Veke (Moskva, 1973).
- L. G. Beskrovnyi, Armiya i Flot Rossii v Nachale xx V. (Moskva, 1986).
- General Kuropatkin, Zapiski Generala Kuropatkina o Russko-Yaponskoj Vojne (Berlin, 1909). I. V. Derevyanko, Tajny Russko-Yaponskoj Vojny: Russkaya Razvedka i Kontrrazvedka v Vojne 1904-1905 (Moskva, 1993).
- (1)軍事史学会『軍事史学』第一四巻、第二・三合併号(原書房、一九七八年)六○頁′
- (2) 同右、六一頁。
- (3)『宮崎史料』は故宮崎周一中将(参謀本部史実調査部長)が保管し、一九七二(昭和四七)年九月に同中将の遺族から防 (4) 『井口日記』は「防研」に保管されている。井口省吾文書研究会が一九九四年十月、同日記及びその他の井口史料 衛庁へ寄贈された史料を指す。 所蔵)のうち、日露戦争前後を中心に編纂し、『日露戦争と井口省吾』(原書房)として出版した。 (遺族
- (5) 参謀本部関係史料はすべて『宮崎史料』である。
- (6) 『千代田史料』は一九五九(昭和三四)年二月、宮内庁から防衛庁へ移管された軍事記録類である。

研究論著

本稿の研究課題は、主として日露開戦前における日露両陸軍の軍機に係わる内容である。既述したように、日本陸軍

されていて興味深い。

とは言い難い。 の関係史料の滅失が著しく、加えて史料のもつ秘匿性あるいは性質性に由来する制約から十分な研究が進められている ロシア陸軍についても又、類似した状況である。ここでも、各章毎に先行業績を区分して、研究史を概

一 第一章 「日本陸軍と日英軍事協商」

が最初で、それ以前のものは見当らない。それには(一四四頁~一五一頁)、一九〇二(明治三五)年七月七、八 「日英軍事協商」に関する史料の公開は外務省編纂『日本外交文書』第三五巻(日本国際連合協会、一九五七年)

の両日、ロンドンにおいて開催された日英陸海軍代表者会議の報告書が含まれている。 れ、一九〇二(明治三五)年五月一四日、横須賀鎮守府において行われた日英軍事当局者による第一回協議会(予 その後、山本権兵衛海相(当時)に関する伝記類が一九六六(昭和四一)年、一九六八(昭和四三)年に刊行さ(2)

福島安正少将が宮中・鳳凰の間において、明治天皇に拝謁した様子及びロンドン会議の内容が比較的、詳しく記述 一九七四(昭和四九)年発刊の『明治天皇紀・第十』には、前述のロンドン会議に日本陸軍代表として出席する(4)

備会談)の模様がそれぞれ、簡単に紹介されている。

で ―』を刊行し、前項で述べた『宮崎史料』に準拠して「第一回日英同盟と軍事協商」を取扱い、優れた業績を 一九七五(昭和五〇)年一二月、防衛庁防衛研修所戦史室が『戦史叢書・大本営海軍部・連合艦隊() — 開戦ま

明治天皇親卒の日本陸海軍史の原史料を包含した『明治軍事史』が一九六六(昭和四一)年に出版されているが、(?)

題には言及されていない。

事者であった林薫駐英公使の回顧録、石井菊次郎外務省書記官の遺稿も又、同様である。鹿島守之助『日英外交史』(8) (9) 「日英軍事協商」については触れられていない。日英同盟(一九○二 [明治三五] 年一月三○日成立)締結時の当

重光蔵「日英同盟」(植田捷雄編『近代日本外交史の研究』[有斐閣、一九五六年]) などにも、「日英軍事協商」問 (鹿島研究所、一九五七年)、同『日本外交史第六巻・第一回日英同盟とその前後』(鹿島研究所、一九七〇年)、

れていない。 英軍事当局者の接触状況を記述しているが、主として両国海軍の協力問題を取上げ、陸軍については、殆ど触れら (London, 1966)が挙げられる。Nish はその中で「海軍の事象」(NAVAL DEVELOPMENTS, 251頁) と題して、日 イギリスの文献では Ian H. Nish, The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires 1894-1907

は至っていない。 では、かなり詳しく日英陸海軍の協力関係が他の文献によって指摘されている。しかし、陸軍に関しては一九〇二 (明治三五)年七月の日英陸海軍代表者会議においてインド問題が審議されたというだけに留まり、 それに比して、旧ソ連邦科学アカデミー太平洋研究所 A. Gal'perin, Anglo-Yaponskii Soyuz 1902-1921 (OGIZ, 1947)

司令官の「日英軍事協商」に関する個人的記録は今の所、刊行されてはいない。 の機会を得ていないため明らかでない。ただし、ニコルソン陸軍省動員・諜報局長及びブリッジ支那方面海軍基地 を理解する上で、貴重な内容を提供している。しかし、イギリス側の交渉当事者の史料については、英国での閲覧 次に、日記類は、当時の寺内陸相及び井口参謀本部総務部長のものが「日英軍事協商」に関する前後の内部事情(エヒ)

最後に、日英同盟成立直後の「日英軍事協商」を取上げた先行論文は、村島滋「日英同盟の一側面 ― 両国軍事

北法50(6.88)1418

協商の成立をめぐって ―」(『国際政治』五八、一九七七年)、三木秀雄「同盟戦略と作戦計画 ― 作戦計画に及ぼした影響」(『軍事史学』-九-三、-加八三年)及び田中宏巳「日英の同盟と軍事協商の成立」 島論文は横須賀予備会談、ロンドン会議に続く第三回の海軍代表者会議(一九〇二 [明治三五] 年一一月二五日、 (桑田悦編『近代日本戦争史・第一編』紀伊国屋書店、一九九五年)の三点がみられるのみである。 日英同盟が対露 その中で、村

東京)までも含めて分析した優れた先行業績である。

- 1 開催場所は Intelligence Division, Winchester House, War Office, St. James Square, S. W. であった。
- 海軍大臣官房『山本権兵衛と海軍』(原書房、一九六六年)一三〇頁~一三二頁。
- (4)宮内庁 『明治天皇紀・第十』(吉川弘文館、一九七四年)二四四頁、二六四頁~二六六頁。 (3)故伯爵山本海軍大将伝記編纂会『伯爵山本権兵衛伝・上』(原書房、 一九六八年)五〇三頁~五〇四頁。
- (5) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書・大本営海軍部・連合艦隊○ ─ 開戦まで ─』(朝雲新聞社、 六八頁。 一九七五年)
- (6)義井 博「書評」(『史学雑誌』第八五編第七号[史学会、一九七六年]八〇頁)。
- (7)陸軍省編『明治軍事史(上下)』(原書房、一九六六年)には一八六七(慶應三)年の大政奉還から一九一二 年の明治天皇逝去まで、明治陸海軍に関する根本史料が全巻を通じて取り扱われている貴重な文献である。 (明治四五)
- (8)由井正臣校注『後は昔の記他 ― 林薫回顧録』(平凡社[東洋文庫一七三]一九七〇年)。
- (9)石井菊次郎『外交餘録』(岩波書店、一九三〇年)、鹿島平和研究所編『石井菊次郎遺稿 外交随想』(鹿島研究所出版会、
- (2) Arthur J. Mader, The Anatomy of British Sea Power: a History of British Naval Policy in the Pre-dreadnought Era, 1880-1905 (N. Y.

1940), pp. 430-431.

(British documents on the origin of the war, 1898-1914; vol. 4] p. 139.

(11)山本四郎編『寺内正毅日記 — 一九〇〇~一九一八-』(同朋舎、一九八〇年)一四五頁~一五〇頁。

(12)井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』(原書房、一九九四年)一六六頁、二〇四頁、四五三頁。

(13)ニコルソン陸軍中将(当時)は回想録を初め、一冊の著書も残していないようである。(British Museum General Catalogue of Printed Book, London, 1963; Vol. 171, p. 677.)。 ただ、William R. Smith, The Siege and Fall of Port Arthur (London, 1905) の序 文に同中将の短い所感が残されているのみである。

隻)に次ぐ支那海艦隊(三十隻)の海軍基地(ホンコン及び威海衛 [Weihaiwei]) 司令官(Commander-in-Chief, China Sta-

ブリッジ海軍中将(当時)は主として海戦史に関する著作数冊を残している。なお、ブリッジ提督は地中海艦隊(四三

tion) であった(『偕行社記事』明治三五~三六年 [「防研」所蔵])。

第二章「日本陸軍の対露情報活動」

な事実の認定が困難であることは否定し得ない。 動のもつ本質的な非公然性あるいは関連史料の非公開性に由来する所が大きいと言えよう。そのために、歴史学的

日露開戦前における参謀本部の対露情報活動の研究は全般的に低調で、必ずしも十分とは言い難い。それは、活

巻を通じ、日露戦前及び戦間期の対露情報活動が豊富な史料を駆使し、福島安正陸軍大将を主要人物として登場さ そのような背景の中で、島貫重節『戦略・日露戦争(上・下)』(原書房、一九八〇年)が出版されている。上下

るものと思われ、極めて惜しまれる所である。その意味では、谷壽夫『機密日露戦史』(原書房、一九六六年)も せて描写されている。この著書のもつ史料集成としての重い比重は、引用史料の適確な指摘があれば、更に倍加す

又同様である。

明治建軍から終戦までの約八〇年に亘る日本陸海軍情報機構の変遷が体系的に整理されているが、情報活動の内容 有賀 傳『日本陸海軍の情報機構とその活動』(近代文藝社、 一九九四年) が新しい研究業績として注目される。

には深く触れられていない。

次に、論文としては稲垣

武

「情報・謀略活動の苦心と成果」(桑田悦編『近代日本戦争史・第一編』

[紀伊国屋

が挙げられる。特に、稲葉論文には詳細な史料状況が提供されていて貴重である。 書店、一九九五年])、稲葉千晴「日露戦争中の日本の諜報システム」(一九九六年度「国際政治学会」資料)など

(2) 第七章「全戦役間大諜報網の構成と実際」(二四九頁)。 (1)著者は「まえがき」の中で、引用史料について「そのつど根拠資料の紹介などにつとめたが、 上、学問的な意味の正史資料の存在はないのが常識であろうと思う」と述べている。 機密戦略そのものの性格

三 第三章「開戦前の対露情況判断」

露情報見積りに関する研究もほとんど行われていない状況である。

日露開戦直前における参謀本部の対露情報資料については未だ、

どこにも紹介されていない。

又

参謀本部

の対

終章「情報活動の日露比較」 ― むすびにかえて ―

(四)

九世紀末から二〇世紀初頭におけるロシア陸軍の研究は、 わが国においてみられない。 日露戦後、 参謀本部が

月に作成した『露国軍要覧』は内容的に最も良く整理されている。しかし、典拠については一切、示されていない。(2) 編纂した一連の戦史類の中に記述が残されている程度である。その中で、参謀本部が一九○七(明治四○)年一○(□)

献として掲げたI. V. Gerevyankoの著作が『日露戦争の秘密』として、わが国において翻訳、出版され、開戦から 日露開戦前におけるロシア陸軍の情報分野の研究も又、わが国ではほとんど行われていない。前項にロシア側の文

戦間期におけるロシア満州軍総司令部の情報・対情報活動報告など未公開の根本史料が引用されているに止まる。 · 開戦前のロシア陸軍における部隊組成、運用および充足に関する資料を「補章」として掲載した。

料」の渉猟に際し、同研究所戦史部 から多大のご指導とご助言を賜り、ひとかたならぬご便宜をはかって戴いたことを記して、深甚の謝意を表する。 最後に、この論文作成にあたり、基本的な利用史料となった防衛庁防衛研究所戦史部所蔵「日本参謀本部関係諸史 原剛主任研究官および防衛大学防衛学教室戦史講座 杉之尾孝生教授の両碩学

(1) 参謀本部第四部編纂『明治三七、八年役 露軍之行動 第一巻』(東京偕行社、一九一二年)。 第一巻』(東京偕行社、一九〇八年)、参謀本部編纂『明治三七、

(3)左近 毅訳『日露戦争の秘密』(成文社、一九九四年)。 (2)「明治天皇御内廷書類・第二五一一号」(「防研」、三九二、一五-S-四)。

北法50(6.92)1422

されることを歴史的に明らかにする。

第一章 日本陸軍と日英軍事協商

三六・三・二○)が基本的な史料である。この日英軍事協商に対して、 特に、日本陸軍代表・福島安正少将直筆の参謀総長宛報告書を含む『日英両国軍事関係書類』(明治三五・五・一 過程を対象とする。本章の記述に使用する第一次史料は、主として防衛研究所戦史部所蔵の参謀本部関係書類である。 それを以下の三節に分けて、歴史的に検討する。 待は、ロシアを仮想敵とした軍事戦略を確立するため、 本章では、一九〇二(明治三五) 年一月に調印された日英同盟から必然的に派生した日英軍事協商が成立する歴史的 同盟国たるイギリスの協力を最大限に引き出すことであった。 日本陸軍とその中枢をなす参謀本部が託 四~

席した横須賀会談における協議事項が、二カ月後にロンドンで開催される日英陸海軍代表者会議の主要議題として協議 ドンにおける宇都宮の活動は、 活動、及び一九〇二(明治三五)年五月一四日の横須賀鎮守府における日英間の予備会談を取り上げる。そして、 一節「日英軍事協商の成立契機」では、日英軍事協商の交渉の出発点となった英国公使館付陸軍武官宇都宮太郎の 参謀本部を日英軍事協商の交渉に向かわせる一要因となり、 また日本の陸海軍大臣が ロン 出

方針」の形成過程を検討する。そして、この「方針」が形成された目的とは参謀本部にとって、日英軍事協商の交渉に ロンドンに向けて出発する福島安正にその交渉の準備として手交するためのものであったことを明らかにし、 第二節「日本陸海軍の基本的交渉方針」では、一九〇二(明治三五)年五月二〇日に決定された「日英連合軍大作 あわせて、

第三節「日英軍事協商の成立」では、ロンドンにおける日英陸海軍代表者会議の開催経緯、 会議の模様及び協議の内

方針」に示された参謀本部の描いていた対露作戦構想を考察する。

論 体制及びその対露作戦構想に対し、深い影響を及ぼし、ひいてはその帰結が日露開戦の決定過程に反映された経緯を解 容を考察する。そして、参謀本部の対露戦略の中で日英軍事協商の意義を位置付ける。 以上のように、本章が日英軍事協商の形成過程を検討する目的は、それが一九〇三(明治三六)年以降の参謀本部の

第一節 日英軍事協商の成立契機 明するためである。

契機と両軍部当局者の最初の公式的接触となった同年五月の横須賀鎮守府における予備会談の模様について検討する。 海軍主導で行われ、この会談における協議事項が二カ月後、ロンドンにおける日英陸海軍代表者会議の主要議題として 日英軍事協商の交渉の発端は、英国公使館付陸軍武官宇都宮少佐の活動によるものであったが、横須賀の予備会談は 本節では、一九〇二(明治三五)年一月に調印された日英同盟から派生した日英陸海軍当局者による軍事協商の交渉

交渉の発端

協議されるのである。

を強く意識した点において両国の認識は一致しており、これが「対露同盟」といわれる所以である。 日英両国がこの同盟に託した期待は両者の立場によって相違する面も見られた。 一九〇二(明治三五)年一月三〇日、前文と六カ条、それに秘密交換公文から成る日英同盟が成立した。たしかに、 しかし、 帝政ロシアの対極東拡張政策

して、次のような照会暗号文を打電(外務省経由)した。

cedure)やSOI(通信規定・signal operation instructions)策定のための協議に着手すべき必然性が生起した。 約定したのである。これらの条文に基づき、日英両国の軍事当局者にとってSOP(作戦規定・standing operating pro-戦闘ニ当ルヘシ講和モ亦該同盟国ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ」と規定し、軍事作戦上の相互協同・支援行動を 事的に一歩踏み込み、他の一国または数カ国が日英両国の一方に開戦する場合、「他ノ締約国ハ来リテ援助ヲ与ヘ協同 日英同盟第二条は、 実際、一九〇二(明治三五)年四月下旬、マクドナルド駐日イギリス公使が小村外相に対して、次のような申し出を 両国の一方が別国との交戦を予定し、他の一方の臨戦条件を明示している。さらに第三条は、 軍

由シ、付テハ英政府ニ於テモ大ニ必要ヲ感スルヲ以テ其歩ヲ進マシメン云々」(゚゚) 倫敦駐在日本公使館付ヨリ英国陸軍省ノ当局者迄日英協商ノ結果両国ニ於テ軍事上ノ協商ヲ要スル旨申出テタル

行っている。

参謀本部は大山参謀総長名で、その宇都宮宛てに一九〇二(明治三五)年四月三〇日、マクドナルド公使の申し出に関 赴任した宇都宮太郎陸軍少佐のことである。このマクドナルドの提起は、参謀本部の極めて急速な反応を呼びおこした。⁽⁶⁾ イギリス公使の申し出にある「倫敦駐在日本公使館付」とは、一九○一(明治三四)年四月二○日に駐英武官として

我外務省へ咄シアリタリ貴官ハ一個人ノ資格デ言タルカ又ハ公使館付トシテ我陸軍ヲ代表シテ言タルカ至急返電アレ 日英協商ニ伴フテ軍事上ノ秘密協商ヲ為サントスル意思ヲ貴官ヨリ英国陸軍省へ洩シタル由本邦駐剳英公使ヨリ

大9

そして、その直後、ロンドンの字都宮から、左記返電文が到着している。

「四月三〇日午後一一時五五分倫敦発

五月一日午後三時四〇分東京着

小村外務大臣

林公使

公使館付陸軍武官ヨリ参謀総長宛

双方共々全然箇人ノ資格ヲ以テ之ヲ為シタルモノナリ」ヤ否ヤニ付同官ノ意見ヲ問ヒタルニ同官ハ之ヲ必要ト思考スル旨ヲ答へ本官モ亦之ニ同意セン旨ヲ語レリ右ノ談話ハヤ否ヤニ付同官ノ意見ヲ問ヒタルニ同官ハ之ヲ必要ト思考スル旨ヲ答へ本官モ亦之ニ同意セン旨ヲ語レリ右ノ談話ハ

本官は(英国)陸軍省亜佃亜部長ニ対シ日英同盟ノ結果トシテ吾人ト一ノ軍事的協商ヲ為スコトヲ必要ト思考スル

そして、参謀本部は返電到着の翌五月二日、早くも軍事上協商すべき項目を、次のような主要四項目に整理して、対(1)

応に着手している。

封鎖シテ陸兵ノ運動ヲ自由ナラシムル事 本協商ニ規定セシ戦争ノ場合ニ於テ両締約国ハ海軍ヲ速ニ集合シ成シ得ン限リ早ク敵ノ艦隊ヲ撃破シ若ハ之ヲ

 (Ξ) 本協商第二条ノ場合ニ於テハ互ニ示威ヲ以テ敵ヲ牽制シテ援助スル事 陸兵ノ運送上船舶ヲ以テ相幇助スル事

(四) 戦時ノ成功ヲ期スル為メ両締盟国ハ諸強国ノ情況ヲ調シテ平時ヨリ諸情報ヲ交換スル事

記されている。これは後述する宇都宮案よりも、情報交換の意味付けが高められていることに留意すべきであろう。 争シナリオは全く記述されていない。このことは、参謀本部が日英両陸軍の協力に関して、英陸軍側の出方を未だ見定 に定められているが、陸軍については、その輸送の援助と示威・牽制上の協力が明示されているものの協力の目的と戦 には強い期待を持って横須賀の予備会議に臨んだものと考えられる。 上より、 めていなかったことを示している。 以上が、マクドナルド英国公使による日英軍事協商の交渉提案に係わる参謀本部の対応経緯であり、これが、 この参謀本部の素案整理で注目されるのは、 参謀本部は、 日英両陸軍の軍事協力については、英国側の出方に応じて広い選択巾を残しつつ、「情報交換」 しかし第二に、 日英間の軍事協力の焦点を、 第四項で、仮想敵に関して「平時ヨリ諸情報ヲ交換スルコト」が特 第一に、 海軍に関しては制 海権の早期確立

しかし、上記の経緯に先立って、在英日本公使館付陸軍武官宇都宮少佐は、着任直後(一九〇一[明治三四] 年四月)

両国軍事当局者の接触の発端となったことは事実である。

年二月二四日付けの、田村参謀本部次長に宛てた宇都宮の電報で明らかになる。 から英国陸軍省高級幕僚と接触して、日英軍事協商の手掛かりを探っていた。そのことは後述する一九〇三(明治三六)

容は不明である。しかし、それは、宇都宮が同年二月二四日に二通の返書を、 九〇三(明治三六)年一月一二日及び一九日、田村参謀本部次長は二通の書簡を、宇都宮に送っているが、 田村次長に宛てた内容からすると、 その内 ロン

ドンにおける宇都宮の英国陸軍省との接触経緯を、詳細に報告するよう求めたものであったと考えられる。 宇都宮の返書によれば、宇都宮はロンドン着任後、林公使から日英同盟交渉の経過を教示され、「陸軍軍人としての(生)

意見」を求められている。ここで「陸軍」と特記されているのは、日本公使館には海軍より玉利親賢大佐公使館付海軍

ハ英ノ大海軍船舶等ヲ利用スルノ必要上ヨリ大ニ之ヲ歓迎スルナラン」と見解を述べ、日本陸軍を英国海軍によって輸(エラ) 武官が派遣されており、林公使は海軍に関しては玉利に意見を求めたからであろう。これに対し宇都宮は「陸軍トシテ

の必要性を提唱し、 送上の支援を受ける可能性を想定し、日英同盟が陸軍に及ぼす利点を要約している。 さらに宇都宮は、日英同盟そのものが調印されることが確定した一九〇二(明治三五)年一月末の時点で、 その交渉のために参謀本部が有力な交渉者をロンドンに派遣するように、寺内参謀次長に提案して 軍事協商

V た。

以テ従事致スヘキコトヲ上申シテ訓電ヲ請ヒ且ツ同時ニ英特第四号ヲ以テ日英軍事協商案ノ私稿ヲ其参考ニ供シタリ」(16) に送付していた。「ソレマテニ何カノ下調査若クハ先方ノ内意ヲ探クル等太郎ヲ以テ為シ能フノ件ハ訓電次第全力ヲ モ通シタル) 一将官ノ差遣ヲ希望シ」のみならず、宇都宮は、英軍事当局との接触をもとに、 長宛軍事協商様ノモノ必要ナルヤ否ヤ若シ必要ナリトスレハ声望一国ヲ代表スルニ足ル有力ナル(或ルヒハ外国語ニ 「斯クテ翌三五年一月ニ至リ該談判モ完結其調印ノ時日モ決定セラルルヤ同一月二九日付英特第三号ヲ以テ寺内次 軍事協商の私案を寺内

の下で、宇都宮が日英同盟の軍事的内実の産み出す準備を重ねていたことが理解できる。 日本陸軍を代表する駐在武官としての矜持と才気が宇都宮少佐に漲っている。緊迫した日英同盟交渉を進める林公使

日英同盟調印前日の一九〇二 以下に要約する。 (明治三五) 年一月二九日、 宇都宮が寺内参謀次長に宛てた「英特第四号」(日英軍事(エアン)

両締約国の海軍は協力してまず、 東洋における敵国海軍を撃破すること。

残置し、 両国海軍は第一項の目的達成後、 他の艦艇はヨーロッパ方面に進出して、英国海軍主力を支援し、 敵国軍港に対する砲撃および中立国の翻意を考慮して必要数の艦艇を東洋に アジアおよびヨーロ ッパ 海域における

全制海権を確立すること。

(四) (Ξ) 両締盟国の陸海軍は戦時、 両締約国の陸軍は作戦計画に基づき、 作戦地域により、 当該方面において休戦し、 それぞれの指揮系統に従属すること。 他締盟国の ために最も有効な牽制を行うこと。

露仏両国に関する情報交換 日英陸海軍当局による細部協議の実施

軍事協商の有効期限

先述した参謀本部の「軍事上協商すべき四項目」とこの宇都宮案を対比するならば、両者は基本的に同じ構造を持っ

国の軍の「指揮系統に従属する」という踏み込んだ共同作戦を想定している。そして「情報交換」は一付約にすぎない。 敵とし、アジアとヨーロッパの両戦域で戦争と軍事緊張が生ずるものと想定し、 ているが、しかし、 字都宮案では戦争のシナリオがより具体的に明示されている。 しかも四項においては、 即ち、 日英両海軍は露仏両国を仮 玉 の軍が他

北法50(6:99)1429

から、 けて、 内参謀次長の陸相内定に伴う後任問題であった。陸軍当局内では田村参謀本部総務部長の次長昇格が有力視されていた。 参謀本部案は、宇都宮案における戦争シナリオと共同行動の具体性を消した、より抽象的なものとなっている。 村が参謀次長に任命されて決着した。それは一九〇二(明治三五)年四月一七日のことであった。児玉陸相のあとを受 同盟の成就に沸き返っていたのである。それに加えて、陸軍中枢部が当時、 広げられていた。同年二月下旬から三月上旬にかけて、日英同盟締結に関する叙勲が発表され、日本国内は、 しのつぶてであった。一九〇二(明治三五)年二月当時、日本国内各地では朝野をあげて日英同盟成立の祝賀会が繰り チブによって参謀本部の対応がようやく再開されたのである。イギリス側からの提議によって覚醒された感が強 しかし、 宇都宮は、 日英軍事協商に関する参謀本部の対応がなされないまま四月末に至り、在日イギリス公使と小村外相のイニシア 参謀本部内から反対の動きが高まり、 宇都宮が提案した当の寺内参謀次長が陸軍大臣に任命されたのは同年三月二七日のことであった。それらの事情 伊地知第一部長、福島第二部長との兼ね合いから、第四師団長小川中将の次長就任が内定するに至った。とこ 日英軍事協商推進に関する参謀本部の訓電を待ち望んでいた。しかし提案から一カ月以上経過しても、 参謀本部の大人事異動が噂されていた。しかし結局、この人事問題は、田(ほ) 人事問題で大きく揺れていた。 それは、 正に日英

交セシ諜報局課員ニシテ日露清韓等ノ主任者タル『ピーチ』少佐ニ向ヒ初メテ(コレヨリ以前ニハコノ件ニ付テハ何 ハ当然為シ置カサル可ラサル自分ノ職責ナリト相考へ候ニ付三月中旬(ナリシト覚ユルモ確実ナラズ)頃当時尤モ親 |訓電ヲ待チ三月初旬ニ至リシモ訓電ハ遂ニ至ラス然レドモ之ニ関シ先方ノ内意ヲ探リ多少ノ準備ヲ為シ置クコト は、

英国側が協議を求めていたためであった。

宇都宮は参謀本部の対応の有無にかかわらず、三月中に軍事協商の準備活動を進めていた。その最大の要因

来ス上司ノ内意ヲ聞テ其内確答セントテ其日ノ会合ハ余談ニ移リシ」(22) トハ極メテ必要ニハアラサル乎兄等ノ意見如何ト質タセシニ彼ハ稍ヤ考ヘタル後全然同意ナリ但シ自分ニテハ確答出 人ニモ言議シタルコトナシ)口ヲ切リ日英同盟ノ成立シタル以上其当然ノ結果トシテ連合作戦ノ場合ヲ協定シ置クコ

宇都宮は三月下旬、 諜報課員ロバートソン大佐及びピーチ少佐を陸軍省に訪ね、 次のような会話を交している。

宇 ロバートンン人佐・日英軍事協商の必要性を確信するが、貴官の見解を聞きたい。 都 宮・将来、 作戦の成否は主として平時における準備にかかっていること、多言を要しない。この準備のため

に軍事協商が不可欠である。そのほか、陸海作戦上の指揮権及び情報交換などの協議が必要である。

ロバートソン人佐・同感である。 軍事協商を行う場合、その方法は。 訪英される小松宮殿下はわが皇室の最長老で、陸軍元帥である。

宇

都

宮・今回、

者で、参諜次長の要職にある寺内中将である(実際は寺内は訪英しない)。この度の戴冠式を利用して

随行者は日本陸軍きっての実力

交渉を行えば、注目されることもなく万事好都合である。

ロバートソン人佐・誠にその通りである。殿下が交渉に臨席される場合、当方は、 とになろう。実務は日英双方の軍事担当官によって進められるべきである。 陸軍総司令官ロバーツ元帥が出席するこ

都 宮・勿論である。

宇

宇都宮はロバートソン大佐との会談後、 数日たって陸軍省動員・諜報局長ニコルソン中将と面談している。(25) (26) この英陸

宇都宮は英軍事当局者とさらに踏み込んだ形の接触を行った。 軍の情報問題の総責任者と、宇都宮が会談したことは、英国陸軍側のなみなみならぬ積極姿勢が見える。四月中旬ころ、

レアルニアラス)大佐『アルタム』ト二回ノ図上研究ヲ行フタリ」(タス) |前来ノ行掛ヨリ彼我共ニ露佛対日英連合作戦ノ場合ヲ研究シ置クノ必要ヲ認メ作戦計画課長(此職名ハ公表セラ

宮も日本陸軍の軍人として、立ち入った意見を表明することとなった。この宇都宮の弁明に似た表現が散見されるのは、 と書いている。そこでは、英軍事当局側の作戦構想(concept of orerations)が浮上していたに違いない。そして、宇都 前出の田村参謀次長からの書簡二通がMM(図上演習・map mancuver)を含めた宇都宮の行動に自重を求めていたから そして、この図上研究について、宇都宮は「強ガチ英国参謀本部ノ空論トシテ見ル能ザルコトハ勿論ノ儀ニ御坐候」(※)

であると解釈される。

レ度トノ旨ヲ重ネテ申明セシコトハ今尚ホ太郎カ記憶ニ極メテ新タナル所ナリ」(2)(2) 太郎カ意見ハ其内容或ハ当局ノ意見ト暗合スルコトモアルヘシ併シ太郎カ意見ハ全然太郎カ意見ナルコトヲ承知セラ - 初ノ此研究ヲ行フヤ開口第一ニ彼我共ニ全然一個人ノ私見ナル旨ヲ約シ且ツ太郎ハ最後ニ於テモ当時論述シタル

武官としての責務の一つであったはずである。しかし又、単なる私見とは言え、駐在武官の発言が相手側に与える影響 日英同盟成立後に当然予見される両国軍事協商交渉に先行して、イギリス軍部の作戦見積りを察知することは、

意味で、日本陸軍内で日英軍事協商の交渉の口火を切った人物は、宇都宮であった。 と宇都宮の積極的な接触が英国外務省を動かし、駐日英公使と小村外相との協議に至った一因と考えられる。以上のよ のマクドナルド駐日イギリス公使から冒頭に述べたような申し出が小村外相に提議された訳である。英国の軍事当局者 も少なくない。大山参謀総長の先の電文も、 日英陸軍の中堅将校による図上演習がロンドンにおいて露仏連合軍の作戦行動を想定して実施された直後に、 日英軍事協商の陰の立役者は宇都宮であったし、さらにそれを裏から支えて推進したのが林公使であった。その 田村参謀次長の二通の書簡も、この点の自戒を言外に匂わせたものであろ 東京

桑田悦編『近代日本戦争史・第一編 日清・日露戦争』(紀伊国屋書店、一九九五年)四〇八頁。

(2)石井菊次郎「日英協約交渉始末」(『日本外交文書』第三五巻、八四頁)。

- 。3)Macdonald, Sir Claude Maxwell (1852-1915). 一八七二年、二○歳で軍隊に入り、一八八二年にエジプト遠征、この年に大佐 に昇進し、一八九六年に退役した。その後、北京駐在イギリス公使として赴任した。一九〇〇年に発生した義和団事件の も日英関係の友好発展に尽力した。一九一二年に引退、帰国したが三年後、ロンドンにおいて死去(『来日西洋人名事典』 際には外交団の防衛指揮官として活躍した。一九〇〇(明治三三)年一〇月、 (明治三八)年、初代のイギリス大使となった。第一回日英同盟締結(一九〇二 [明治三五]年一月)に貢献し、その後 ·紀伊国屋書店、一九八三年」四二一頁)。 駐日イギリス公使として着任、一九〇五
- 4)小村寿太郎(一八五五[安政二]九・一六~一九一一[明治一一]一一・二六)。宮崎県出身、ハーバード大卒、一八九 三(明治二六)年駐清臨時代理公使として日清開戦を推進、駐韓、駐米、駐露、駐清各公使歴任、 英大使、第二次桂内閣外相として条約改正、日韓併合を指揮(『新潮日本人名辞典』[新潮社、 年第一次桂内閣外相、 日英同盟締結を促進して日露開戦外交を展開、一九〇五(明治三八)年ポーツマス条約に調印、 一九九一年」七五二頁)。 一九〇一(明治三四 駐

(5) 参謀本部次長保管『日英両国軍事関係書類』綴 の遺族から防衛庁に寄贈されたものである。現在、『宮崎史料』(文庫・宮崎・三一)として、防衛研究所戦史部に保管さ 部第一部長、終戦直後の史実調査部長であった宮崎周一中将が保管し、その死後、一九七二(昭和四七)年九月に同中将 の直後に記録作成されたものと思われる。この軍事関係書類綴(以下『関係書類』と略す)は第二次大戦終了時、参謀本 文を、一九〇二(明治三五)年四月三〇日にロンドンの宇都宮公使館付陸軍武官へ打電していることから、当該文書はそ ド公使の申し出が記載されている。ここには日付についての記述がないが、参謀本部が英国公使の申し出に関する照会電 依リ軍事上ニ及ヒシ発端』(無日付)という文書が編綴され、その中に、ここに引用した小村外相に対する英国マクドナル (明治三五・五・一四~三六・三・二〇)の冒頭に、「日英同盟ノ結

北法50(6:104)1434

(6) 「英特第一〇号」一九〇三(明治三六)年二月二四日付、宇都宮中佐(同年一月昇任)から田村参謀次長宛、 (『関係書類』)。 第五項

れている。

- (7) 宇都宮太郎(一八六一[文久一]・三・一八~一九九二 [大正一一]・二・一五)。佐賀県(鍋島藩)出身、一八九○ 議官(秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』[東京大学出版会、一九九一年]六頁)。 参謀本部第二部長、一九一八(大正七)年朝鮮軍司令官、一九一九(大正八)年大将昇進、一九二〇(大正九)年軍事参 治二三)年陸大卒、一九〇一(明治三四)年~一九〇六(明治三九)年イギリス公使館付武官、一九〇九(明治四二)年
- (8)大山巌(一八四二 [天保一三]・一〇・一〇~一九一六 [大正五]・一二・一〇)。鹿児島県 州軍総司令官、一九一四(大正三)年内大臣(前掲『日本陸海軍総合事典』、三五頁)。 **〔明治二四〕年陸軍大将、一八九八(明治三一)年元帥、一八九九(明治三二)年参謀総長、** (薩摩藩) 一九〇四 (明治三七) 年満 出身、 一八九一
- (9) 「日英同盟ノ結果ニ依リ軍事上ニ及ヒシ発端」(『関係書類』)。
- 〔10〕同右。なお、電文中の「本官」は宇都宮太郎英国公使館付陸軍武官のことである。
- **〔1〕 「日英協商ニ伴ヒ軍事上更ニ協商スヘキ首要ナル事項」一九〇二(明治三五)年五月二日付(『関係書類』)。**
- 〔12〕田村怡与造(一八五四[安政一]・一○・一一~一九○三[明治三六]○・一)。山梨県出身、一八九七(明治三○)年 九〇三(明治三六)年死去 大佐・参謀本部第二部長、一九〇〇(明治三三)年少将・参謀本部総務部長、一九〇二(明治三五)年参謀本部次長、 (前掲『日本陸海軍総合事典』、八五頁)。

- $\widehat{14}$ 13 帰国後、 「英特第九・一〇号」一九〇三(明治三六)年二月二四日付、宇都宮中佐から田村参謀次長宛(『関係書類』)。 林薫(一八五〇[嘉永三]・二・二二~一九二三[大正二]・七・一〇)。東京出身、 榎本武揚軍に参加、 のち新政府に入り、 香川・兵庫県知事、一八九一(明治二四)年外務次官、 一八六八(慶応四) 年英国留学から 駐清
- (15) 前掲「英特第一○号」、第六項。

寺内閣外相、 公使を経て、

逓信相歴任

(前掲『新潮日本人名辞典』、

一九〇〇(明治三三)年駐英公使、

日英同盟締結に尽力し、

一九〇五(明治三八)年駐英大使、

第一次西園

駐露

一三九八頁)。

- <u>16</u> 同右、第九項。
- (17)寺内正毅(一八五二 [嘉永五]・二・五~一九一九 [大正八]・一一・三)。山口県 陸相、 年フランス公使館付、一八九四(明治二七)年少将、一八九八(明治三一)年教育総監・中将、 **『日本陸海軍総合事典』、九六頁)。** 一九〇六(明治三九)年大将、 一九一〇(明治四三)年朝鮮総督、一九一六(大正五)年元帥・内閣総理大臣 (長州藩) 出身、一八八三(明治一 一九〇二(明治三五)年
- (18)「英特第四号」一九〇二(明治三五)年一月二九日付、 宇都宮少佐から寺内参謀次長宛 (『関係書類』)。
- 〔19〕『東京朝日新聞』一九○二(明治三五)年三月二六日。
- (20)児玉源太郎(一八五二[嘉永五]・二・二五~一九〇六[明治三九]・七・二三)。山口県 治二二)年少将、一八九六(明治二九)年中将、 九〇三(明治三六)年参謀本部次長、 同年死去(前掲『日本陸海軍総合事典』、六〇頁)。 一九〇四 一八九八(明治三一)年台湾総督、 (明治三七) 年大将·満州軍総参謀長、 一九〇〇 一九〇六(明治三九) (徳山藩) (明治三三) 出身、 一八八· 年陸相兼務、 年参謀総 九 領
- (21)『東京朝日新聞』一九〇二(明治三五) 年三月二八日。
- 22 前掲「英特第一〇号」、 第一一項。
- 23 同右、 第一二項。
- 征尉大将軍、 小松宮彰仁親王(一八四六[弘化三]・一・一六~一九〇三[明治三六]・二・一八)。一八六八(明治元) (明治三一) 年元帥、 一八七四 (明治七) 年陸軍少将、 一九〇二 (明治三五) 年英国出張 一八九〇 (明治二三) (戴冠式出席)、翌年病没(前掲『日本陸海軍総合事典』、 年大将、一八九五 (明治二八) 年参謀総長、一八九 年軍事総裁 五九

頁)。小松宮は一九〇二(明治三五)年八月中旬、遣英大使として英皇戴冠式に参列後、フランスからロシア(シベリア) を経由して旅順に入り、軍艦「八雲」にて九月二六日に神戸着、同月三〇日に帰京した(『太陽』一九〇二[明治三五]年 一〇月五日発行、第八巻第一二号)。

(25)Nicholson Willam Gustavus (1845-1918). 一八七一~九九・インド駐在、一八九八・インド総務長官、一九○一・陸軍省軍 事作戦課長(director of millitary operations, War Office)、一九○四・駐日イギリス武官長、一九○八・参謀総長、一九一一・ 陸軍元帥、一九一二・男爵(The Dictionary of National Biography [London, 1921], p. 94)。

(26)「英特第一〇号」一九〇三(明治三六)年二月二四日付、宇都宮中佐(同年一月昇任)から田村参謀次長宛、 (『関係書類』)。 第一三項

同右、第一五項。

(28) 同右、 第一九項。

第一六項。

横須賀予備会談

四八トン、乗組員六七九名)と二等巡洋艦「高砂」(四、二二七トン、乗組員四一二名)の艨艟二隻を、六月下旬ロン 軍事協商本交渉の日本海軍側代表となる人である。 の掉尾を飾るに相応しい一大イベントでもあった。この伊集院海軍少将が七月、ロンドンで開催されることになる日英 ドンで挙行される英国エドワード七世の戴冠式(観艦式)に派遣した。それはわが国にとって、 わが国は一九〇二(明治三五)年四月七日、常備艦隊司令官伊集院五郎海軍少将坐乗の一等巡洋艦「浅間」(九、七わが国は一九〇二)(明治三五)年四月七日、常備艦隊司令官伊集院五郎海軍少将坐乗の一等巡洋艦「浅間」 日英同盟成立祝賀行事

そして同年四月下旬、マクドナルド駐日イギリス公使は小村外相に軍事協商の必要性を申し出た。彼は山本海相と会

予備会談の開催が決定された。 見して、交渉開始を促し、さらに小村・山本両相から寺内陸相に諮問があって、 横須賀における五月一 匹 日の日英間

の

集院艦隊出航の約三週間後、 けた訳である。 このような一連の流れの中で四月下旬、 一九〇二 (明治三五) 日英同盟締結から約三カ月後、 年五月一四日、 前項に見たような過程を経て、五月一四日の横須賀鎮守府における予備会談に漸く漕ぎ着(3) 横須賀鎮守府に会した日英両国の軍事当局代表は、次の通りであった。 (4) 小村外相からの提起によって、 日英軍事当局者による公式の最初の接触が、ここに実現した。 日英軍事協商の検討を再開した参謀本部 は伊

(英国側)

支那方面海軍基地司令官 サー・シプリアン・ブリッジ海軍中将(5)

パジェット艦長ハルリー・グレンフェル海軍少将

支那海艦隊司令官

「エンデミオン」号

チャーチル陸軍中佐サー・クロード・マックスウェル・マクドナルド

公使館付武官 駐日イギリス公使

公使館書記官

(通訳) H・G・パルレット

(日本側)

海軍大臣 山本権兵衛海軍中将(6)

軍令部長

伊東祐亨海軍大将

北法50(6:107)1437

陸軍大臣 軍令部第一局長 海軍省総務長官 寺内正毅陸軍中将

瓜生拾吉海軍少将 斉藤実海軍少将

参謀本部第二部長 参謀本部次長 福島安正陸軍少将 田村怡与造陸軍少将

英国側は、 たマクドナルド公使による会談の申し入れも、 しているにすぎない。 英国側の出席者は、 当初においては日本陸軍首脳の参加を予定していなかったのかも知れない。にもかかわらず、 日本の海陸両大臣が横須賀まで出向き、 海軍それも支那方面海軍が主であり、 山本海相には行われているが、寺内陸相には行われていない。とすると 陸軍からは英国公使館付武官のチャーチル中佐のみが出席 英国の一方面海軍司令官と会談する形になっている。ま 日本陸軍は寺

内陸相、 されており、この二つの記録を見ることが、日英軍事協商に対する日英軍事当局者双方の基本的な姿勢を知る上で必要 会談の内容については、海軍側が作成して参謀総長に報告した記録と陸軍側が覚書として作成した二通りの記録が残(3) 田村参謀次長、 福島参謀本部第二部長の首脳をそろえ、会談に臨んだ。

(マクドナルド公使)

である。まず、海軍側の記録は、次の通りである。

於ケル不慮ノ事変ニ際シ両同盟国ノ兵力ヲ要スル場合ニ処スル為メ日本ノ当局者ト予メ軍事ニ関スル意思ノ交換ヲ為 **- 此会談ノ原因ハ先キニ寺内中将ノ英国行ヲ止メラレタルニ当リ英国政府ヨリ「ブリッジ」** 中将ニ電訓シテ東洋ニ

シ而シテ戴冠式迄ニ日本ノ陸軍将官ヲ英国ニ追派セラレ予テ英国へ派遣ノ伊集院海軍少将ト共ニ英国ニ於テ彼地 局者ニ会見協議センコトヲ望ミタルニアリテ爾来本使ヨリ海軍大臣ニ交渉ノ結果本日此処ニ会見スルニ至リタル ハ甚 ラ当

タ快心ノ至リナリ云々」

らせ、 帰朝まで桂首相の陸相兼任が検討されたが結局、寺内の渡英を見合せ、寺内陸相が誕生したのである。従って、 することを求めている。 ス政府は支那方面海軍基地司令官ブリッジ海軍中将に訓電して、日本の軍事当局者との間で軍事に関する意思交換に当 人事をめぐる混乱が生じた経緯に基づいている。 (六月二六日)に臨席する小松宮元帥宮殿下に随従することが内定していた。しかし、児玉陸相の辞意が固く、(⑴) この「寺内の英国行き」中止の発言は、先にも少し触れたが、一九〇二(明治三五)年三月当時、 同時に戴冠式の機会にロンドンでの日英陸海軍代表者会議の開催をするため、陸軍に「陸軍将官を英国に追派」 即ち、寺内参謀次長は、天皇の名代としてエドワード七世の戴冠式 わが国の陸軍首脳 イギリ 寺内の

会議は山本海軍大臣の提起に対して、ブリッジ海軍中将が応答する形で進められた。協議前半の討議の要点は、

四項目であった。

- () 会談内容の秘密保全
- ① 海軍作戦基地の設定 (佐世保と香港)

 (Ξ)

四 作戦水域(theater of operations)の設定と分担

主力戦闘艦隊と軽機動部隊による戦闘序列

(Order of battle)

と索敵初動打撃

開戦初期における両者の作戦方針はほぼ、見解を一にした。

(sealane) 防衛に関し、協同作戦が主張され、若干の食い違いが認められる。しかし、山本が続いて述べているように 前三項目については意見の完全一致をみたが、作戦水域の確定についてはイギリス側から広範囲なシーレーン

次いでの両提督のやり取りは後方支援事項に移り、会議中半においては、 次の五項目が審議されている。

- 情報の交換
- 暗号を含む通信規定(SOI)の策定
- (\equiv) 平戦時における連絡将校(liaison officer) の交換配属
- (四) 艦船に対する石炭の相互補給
- (五) 英国側に対する艦船の入渠修理の便宜供与

前三項目は陸海軍の共通事項であるが、第四及び第五項目は海軍の所掌事項である。

日本側の石炭供給等の便宜供与は、 英海軍に大きな利益を提供したと言えよう。そして、 会議の後半に至って陸軍が

登場する。

像ス」と発言した機会をとらえ、山本海軍大臣が寺内陸軍大臣の発言を促したことになっている。 海軍資料によれば、ブリッジ海軍中将が 「陸軍ヲ輸送シ海陸相応シテ最後ノ目的ヲ達スルコト最モ有リ得ヘキカト想

それに対し、寺内はまず、「我陸軍ノ海外ニ於ケル作戦区域ノ大略ヲ述フレハ先ツ支那沿岸、 満州、 朝鮮是レナリ」

として戦域が満州、 朝鮮に及ぶことを指摘し、あわせてこの会議において陸軍作戦の詳細に立ち入って論ずる不適切さ

がら確答を避けた。ここでは結局、「陸軍ニ通報スルモノモ(事陸海軍ニ関係シ)在東洋ノ艦隊ヨリスルモノハ海軍ヲ 法として「此処ニテ海軍当局者ヲ経テ陸軍へ送付スルトノ話シ出タルトキ陸軍大臣ハ公使館付陸軍将校ハ東京及倫敦ニ を述べ、そして「諜報ニ関シテハ海軍同様陸軍モ交換ヲ希望ス」と「情報交換」を直載に切り出した。そして、その方 経テ為スコトニ取極メラレタリ」ということになった。 対する応答と同じように、両国公使館付武官間の情報交換に関する事項が自らの職権外として、同意の含みをもたせな モ居ルコト故右将校等ヨリ直接ニ交換センコトヲ望ム」と表明している。ところが、ブリッジ中将はここでも、 山本に

そして寺内は、電信および日本陸軍の海上輸送に関する英国の協力を依頼した。

「又戦時「シベリヤ」地方ヲ通過スル電信ヲ利用シ能ハザルトキハ印度地方ヲ経テ電信ヲ充分ニ利用シ得ル様、

英

政府ニ於テ補助アランコトヲ望ム」

ミニテハ不足ヲ感スルコトアラン右様ノ場合ニハ英国ノ汽船ヲモ用フルコトニ盡力アランコトヲ望ム」 「当時ノ戦争ハ迅速ニ行ハルルガ故陸軍大部隊ヲ輸送スルニハ運送船ノ多数ヲ要ス或ル場合ニ於テハ我国ノ汽船ノ

以上を要約すれば、寺内陸相とブリッジ司令官との協議内容は、次の三点であった。

一 情報の交換

(二) インド経由による通信利用

説

論

(三) イギリス商船の輸送支援

情報交換については、寺内陸相が公使館付陸軍武官を通じての直接的相互通報を要望したのに対し、ブリッジ提督は 海軍経由にすることが決められている。ただし、通信及び船舶

に関する英国側の便宜供与はほぼ、合意された。

即答を避け、支那方面海軍基地からの情報提供に限り、

び英国海軍将校の海軍省(軍令部)への来訪歓迎などを述べ、それに対して、ブリッジ司令官が同意と謝意を表明した。 山本海相は会談の終了に際し、海軍大臣の権限に基づく海軍力の充実・強化、英国艦艇による日本への寄港便宜およ

ブリッジ海軍中将は会議全体を、次の様に要約している。

「御厚意ヲ謝ス。終リニ臨シテ此会見ニ於テ互ニ陳述シタル事項ニ付結果ヲ摘述センコトヲ希望ス。 乃チ相互間ニ

相互間ニ信号法ヲ規定スルコト

言明シタル箇条左ノ如シ

- (三) 電信暗号ヲ相互間ニ規定スルコト但シ無線電信モ亦同シ
- 諜報ノ交換ニ関スルコト

(四) 及公使館附将校ヲ経過スル如キ慣例ヲ破ルノ趣意ニアラズ) 陸軍ニ関スル諜報ニシテ支那海艦隊ト日本海陸軍間ニ交換スヘキモノハ日本海軍ヲ経テ交換スルコト (公使

(五) 戦時英国運送船等(軍艦ヲ除ク)ニ和炭ヲ供給スルコト

(N) (七) (六) 戦時陸軍ニ要スル運送船トシテ東洋ニアル英国商船ヲ雇役スルヲ得ヘキコト蓋シ相互ニ足ラザルヲ補フノ趣 平時ヨリ相互主義ヲ以テ軍艦ニ入渠修繕ノ便宜ヲ与フルコト 戦時同盟船隊英炭ノ供給ニ関スルコト

意ニテ幇助スル精神ニ外ナラズ」

以上が海軍側記録の内容である。

容と重複する部分は削除する。

次に、予備会談における参加者の一人福島参謀本部第二部長の会議摘要を見ることにしよう。 なお、 海軍側記録の内

(寺内陸軍大臣)

必要ナラン」 於テ情報ヲ交換スルノ必要ハ海軍ニ於ルト同様ナリ又戦時陸軍ヲ輸送セントスル時ニ際シ互ニ運送船ノ協力ヲ為ス事 算ナキ様研究ヲ進メツツアリ凡ソ作戦ヲシテ遺算ナカラシメントスルニハ平時ヨリ敵情ヲ詳察スルニアリ故ニ陸軍ニ 「将来ノ作戦地ト見ルヘキモノハ支那ノ北部朝鮮以北及ヒ其以西ナラン此作戦ヲ計画スルニ何レノ地点ニ於ルモ遺

ジは 輸送」については肯定的に対応した。しかしながら、肝心の「情報交換ニ付テハ其方法ニ付議論アリタレドモ遂ニ帰着 この福島の摘要によると、寺内は「情報交換」と「陸軍海上輸送」の二件を希望したことになる。それに対し、 「運送船ニ関シテハ目下新嘉波以東ニ於ル船隻頓数等ヲ調査中ナリ出来セハ貴覧ニ供サン」として、「陸軍の海上 ブリッ

のみならず、日英両軍の電信暗号についても、海軍主導で事が進められた。即ち、

スル所ナク単ニ東洋ニ於ル海軍間ニ止メ他ハ他日ニ譲ル事トナリシモノノ如シ」として、将来の交渉に委ねられてしまっ

「海軍ノ信号並ニ電信暗号ハ目下海軍省ニ於テ編纂中ナルヲ以テ脱稿ノ上中将ブリッジ派スル所ノ将校ト協議決定

スル事トナレリ又必要ノ場合ニ於テ彼我ノ将校ヲ彼我ノ軍艦或ハ官衙ニ派出スル事ヲ海軍大臣ノ発議ニヨッテ中将ブ

(田村陸軍少将)

リッジ同意ス」

「亜欧ノ通信ハ西比利亜ト印度線ヲ使用スルノ外便アルナシ此使用ニ関スル協議ヲ為シ置タシ」

(ブリッジ海軍中将)

「有事ノ日政府ハ都テ英国人ノ電線ヲ専有スル ノ権アルヲ以テ其事難キニ非ルモ是ハ本官ノ権限内ニ於テ御確答ス

ル事能ハス政府間ノ協定ニ譲ルヲ適当ト思考ス」

(マクドナルド公使)

「政府ニ於テモ喜ンテ承諾シ必ラス便宜ヲ与フルニ至ラン」

「以上記スル所此日会議ノ要領ニシテ協定セシ条項左ノ如シ

情報交換ノ事

北法50(6・114)1444

読み取れる。

これに対し、

特別信号及び暗号ノ事

船埠ノ事

石炭ノ事

運送船ノ事

是等モ単ニ各自ノ記憶ニ止メ置クヘキ模様ナリシカ公使ノ注意ニヨリ簡単ニ右項ヲ筆記セシニ過キス」

以上が、 日本陸軍側代表の一人である参謀本部第二部長福島安正少将の覚書である。同じ会談内容でありながら、

海

最後に今一度、 横須賀予備会談における日英間の合意事項について確認しておきたい。 軍の記録に違いが読み取れる。

公使の希望を入れて記録に留めただけであるとしている。このことから、会談に対する陸軍側の、やや消極的な姿勢が 各自ノ記憶ニ止メ置クヘキ模様ナリシカ公使ノ注意ニヨリ簡単ニ右項ヲ筆記セシニ過キス」と書き足し、マクドナルド 福島は、この会談における「覚書」の末尾に六項目の協議事項を簡潔に記載している。そして、福島は「是等モ単ニ

しなかったので、 および「連絡将校の相互交換」に関する事項が福島の「覚書」に記録されていない。これは会談で、必ずしも合意に達 記載されなかったものと思われる。

海軍側は協議内容八項目をあげて詳細に記録している。海軍側にある検討項目中、「海軍の作戦方針」

陸海軍および英国三者間の記録には表現上の差異が見られる。 しかし、三者共通の最終的な合意事項は、 次の通りで

: あった。

- □ 暗号を含む通信規定(SOI)の策定□ 情報の交換
- 三 石炭の相互補給

四 英艦に対する入渠の便宜供与

五 英商船による輸送支援

以上の内容が、二カ月後にロンドンで開催されることになる日英陸海軍代表者会議 (軍事協商) の主要議題になるも

のである。

1 正六)年元帥(秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』[東京大学出版会、一九九一年]一六六頁)。 治三五)年常備艦隊司令官・訪英航海、一九○九(明治四二)年軍令部長、一九一○(明治四三)年大将、一九一七(大 伊集院五郎 (一八四三 [天保一四]・五・一二~一九二一 [大正一〇]・一・一三)。鹿児島県(薩摩藩)出身。一八七七 (明治一〇)年西南戦争従軍、同年イギリス留学(約九年間)、一八九九(明治三二)年少将・軍令部次長、一九〇二(明

(2) 英国派遣艦隊は四月七日午後一時、桂総理、山本海相、清浦法相、 ウスであった(『東京朝日新聞』 一九〇二 [明治三五] 年四月八日)。 余名の見送りを受け、横浜港から出航した。コースはシンガポール~コロンボ~スエズ~ポートセッド~マルタ~プリマ 芳川逓信相、 寺内陸相をはじめ、 陸海軍武官一〇〇

(3)「電報」一九〇二(明治三五)年五月一日付、宇都宮少佐から田村参謀次長宛(『関係書類』)。 「此国ノ当局者ニハ協商ノ意アルカ如シ戴冠式ノ際持出スヤモ知レス宮様ニハ其用意アルヤ無ケレハ先ツ表向キ先方ノ意 なお、五月一日、ロンドンの宇都宮は次のような電報を、田村参謀次長に宛てている。

向ヲ確メタル上宮様ニ其権限ヲ与ラレ且ツ充分ノ御訓令ヲ有スル人成ルベクハ将官ヲ派遣セラレテハ如何」

(4)「第一号会談記事」(『関係書類』)。

- (5) Bridge, Sir Cyprian Arthur George (1839~1924).略歴は不明であるが、来日当時六三歳で、Commander-in-Chief, 験を最も良く利用することを容易にしている」(『ロンドンタイムズ』)。 経験は広範多岐にわたり、そして洋上勤務を通じて認められている同提督の高い知的能力が提督をして、その専門的な経 The Art of Naval Warfare (London, 1907) について、次のようなブリッジ提督評が記載されている。「ブリッジ提督の専門的な Station の職にあった。ブリッジ提督は多くの著作を残しているが、Sea-power and other studies (London, 1910) の中に前作の
- (6)山本権兵衛(一八五二 [嘉永五],一○・一五~一九三三(昭和八)・一!一・九)。鹿児鳥県(薩摩藩)出身、一八七七 治三七)年大将、一九一三(大正二)年首相(前掲『日本陸海軍総合事典』二四三頁)。 (明治一〇)年少尉任官、一八九五(明治二八)年少将・軍務局長、一八九八(明治三一)年中将・海相、 一九〇四(明
- (7)福島安正(一八五二[嘉永五]・九・一五~一九一九[大正八]・二・一八)。長野県(松本藩)出身。一八七三(明治六) 年司法省一三等出仕(翻訳課)、一八七四(明治七)年陸軍省一一等出仕、一八七六(明治九)年アメリカ出張、一八七七 都督、一九一四(大正三)年大将(前掲『日本陸海軍総合事典』一二三頁)。 館付、インド・バルカン視察後一八九二(明治二六)年シベリア単騎縦断、一九〇〇(明治三三)年北清事変従軍、 (明治一〇)年西南戦争従軍、一八七八(明治一一)年中尉任官・参謀本部長伝令使、一八八三(明治一六)年清国公使 (明治三七) 年日露戦争従軍 (満州軍参謀)、一九〇六 (明治三九) 年参謀次長・中将、一九一二 (明治四五)
- (8)「第一号会談記事」(『関係書類』)。
- (9)福島少将ノ覚書「明治三五年五月一四日横須賀鎮守府ニ於ケル日英軍事会議摘要」(『関係書類』)。
- <u>10</u> 『東京朝日新聞』一九〇二 (明治三五) 年三月二六日。
- (Ⅱ)「第一号会談記事」(『関係書類』)。

(山本海軍大臣

、ニシテ平和ノ手段ノ盡キタル時ニアラザレバ行ハルベキコトニアラズ然レドモ所謂外交談判ノ進行中ニ於テ艦船ノ準備 我全海軍ヲ戦時編制ト為シ予備及後備ノ人員ヲ召集シ戦時特設ノ部隊ヲ置クガ如キハ大命ニ依ッテ初メテ行ヒ得ベキモ

ヲ整ヘ定員ヲ充実スルガ如キ実力ノ整頓ハ本大臣ニ付与セラレアル権能ノ範囲ニ於テ之ヲ行フヲ得ルガ故ニ何時ニテモ内 密ニ実力ヲ整備スルヲ得ルコトハ予テ御記憶アランコトヲ希望ス」

(ブリッジ海軍中将)

論

「諒承セリ」

(山本海軍大臣)

官ヨリ直接ニ入港セントスル港湾ノ防備ヲ司トル鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ニ通知シテ入港シ得ルコトニ為サンタ 及我外務大臣ヲ経テ海軍大臣ノ同意ヲ求ムル制規ナレドモ今後英国軍艦ニ限リ右様ナル手続ヲ為スコトナク単ニ当局指揮 メ当時陸軍大臣トモ交渉中ナリ追テ或ル簡単ナル規定ヲ設ケ貴官ニ致ス所存ナリ又貴国軍艦将校ニシテ我海軍省若クハ軍 「終りニ臨シテー言申陳度ハ日英間ノ親交ニ対シ好意ヲ表センガ為メ外国軍艦ノ我開港場以外ニ出入スルニハ其国ノ公使

(12)陸海軍の見解に軋轢とも思える相違があったようである。第一は、山本の「海戦至上作戦」に対する寺内の反駁で、「陸 るが、海軍側の記録にはない。 海協同作戦」こそが戦役成功の要訣であるとしている。ブリッジ海軍中将も寺内の意見に同調している。第二点は、 発言によるわが国不開港地への英艦寄港の件である。福島の「覚書」には海軍省総務長官斉藤実少将の発言が明記されてい

令部ニ御用モアラハ直接当局者ニ就キ御交渉アリテ当方ニハ差支ナシ」

を外務大臣に送っている。この覚書に対して参謀本部が反対意見を唱えた。 横須賀での予備会談から一週間後の一九〇二(明治三五)年五月二〇日、 寺内はこの件に関して山本海相と連署の覚書

求スルノ場合ニ方ナイ利益ノ交換ヲ基礎トシテ協議決定スルヲ要ス 元来此覚書ナルモノハ彼ニ益スル所多クシテ我ニ得ル所ナシ今我ヨリ之ヲ提出スルノ必要ナシト認ム若シ彼ヨリ之ヲ要

第一部長 押印 (伊地知

第二部長 押印(福島)

第五部長代 押印 (佐藤)

されたようである。(16)(26)であってみれば、なおのことであった。結局、この英艦寄港特例に関する一件は部分修正後、原案通りに決定須賀鎮守府であってみれば、なおのことであった。結局、この英艦寄港特例に関する一件は部分修正後、原案通りに決定 英両軍にとって初めての意見交換が海軍所掌事項に軸足のかかるのは止むを得ないことであった。まして、開催場所が横 これは、横須賀での予備会談が殆ど海軍主導で行われたことに対する参謀本部の反発であったものと思われる。 イギリス側の代表が海軍提督であり、英公使館付陸軍武官が同席していたとは言え、当時の「制海権重視」思想からも日

- 〔3〕斉藤実(一八五八[安政五]・一○・二七~一九三六[昭和一一]・二・二六)。岩手県(水沢藩)出身、一八八四 殺害(前掲『日本陸海軍総合事典』一九五頁)。 一七)年アメリカ公使館付、一八九八(明治三一)年海軍次官、一九〇〇(明治三三)年少将・海軍総務長官、 「明治三九)年海相、一九一二(大正元)年大将、一九一八(大正七)年首相、一九二二(大正一一)年二・二六事件で 一九〇六
- 、14) 「総機密第一号」 一九○二 (明治三五) 年五月二○日付、陸軍大臣寺内正毅から参謀総長侯爵大山巌宛(『関係書類』)。
- 、ヒ5) 「大不利顛国ノ軍艦水雷艇カ大日本帝国開港以外ノ港湾ニ入ルコトニ関スル覚書ニ対スル意見」 (『関係書類』)。
- [16] 「陸秘発第一号」一九○二(明治三五)年六月七日付、陸軍大臣寺内正毅から参謀総長侯爵大山巌宛(『関係書類』)。

第二節 日本陸海軍の基本的交渉方針

の交渉のための準備作業を確定する。とくに、軍事協商の準備が遅れていた陸軍では、参謀総長大山元帥が横須賀予備 一九〇二(明治三五)年五月一四日の横須賀予備会談を経て、日本の陸海軍当局は、 ロンドンにおける日英軍事協商

本部第二部長福島少将の英国派遣を決定した。また、大山は交渉にあたる福島に交付するための参謀本部の基本方針 会談の翌日、一九〇二(明治三五)年五月一五日、同会談に出席した寺内陸相からその内容に関する報告を受け、 参謀

井口省吾が、 (日英連合軍大作戦方針)策定を、田村参謀次長に命じた。その三日後の五月一八日、当時、参謀本部総務部長だった 田村より「基本方針」素案を示されたことから判断すると、田村は短期間のうちに少人数の人間と相談し、

- 基本方針」案を作成したものと思われる。方針起草までの経緯は、次の通りである。

総長ハ別冊ノ如ク日英連合大作戦方針ヲ起草スルノ必要ヲ認メタリ」(4) しようとする大山以下の意図があった。「其要旨ハー轍ニ帰シ毫モ齟齬スル所ナカラシメサル可ラス是ニ於テカ参謀 英国ニ於テ協商ノ日仮トヒ彼等各別ニ我国ノ希望ヲ開陳スル」としているが、その背後には、陸海軍の不一致を解消 **ニ赴キ同国軍事当局者ト協商スル所アラシムルニハ先ツ我帝国ノ今後ニ執ラント欲スル作戦方針ヲ確定シテ之ニ授ケ** 地ニ在ル伊集院少将ト協議シ龍動ニ於テ英国陸海軍当局者ト協商セシムン事ト為レリ伊集院、福島両少将ヲシテ英国 ト為リ陸軍ヨリハ福島少将ヲ小松宮殿下随行員ノ名ヲ以テ派遣」することを決定した。そして「先キニ艦隊ヲ率ヒ彼 キヲ望ムトノ請求アリシ事、横須賀会見ニ於テ英国方ハ海軍ノミノ事ヨリ外協商スルノ権ナキ事、種々ノ事 将官ヲ龍動ニ派遣スルノ希望ヲ述ヘタル事、在龍動林公使ヨリ戴冠式ニ派遣セラルル小松宮殿下ノ随行ニハ武官ノ多 「(ハ)の如き電報宇都宮少佐ヨリ来ル事、(3) 横須賀鎮守府ニ於ケル日英軍事当局者会見ノ際英国公使ハ日本ヨリ陸軍 項導火線

想を示そうとしたに違いない。これは、予備会談においてわが国陸海軍トップの意見対立が見られたことへの配慮とも 議の席上、 て権威ある後立てとなる枠組みを準備しようとした。また、この文章の作成によってロンドンでの日英陸海軍代表者会 大山、 田村ら参謀本部首脳は、 仮に陸海軍の個別会談であっても、わが国代表者間の発表意見に差異の生じることを考慮して基本的作戦構 わが国の指導者が公的に合意した文書を作成することにより、軍事協商の交渉者にとっ 想定敵国

(hypothetical enemy)の確定

受け取れる。

を説明して承認を求めている。その後、大山参謀総長は「大作戦方針」を、福島少将に付与することを上奏している。(5) シ必要ナル為ニ起案ス」という田村参謀次長の添え書のある「日英連合軍大作戦方針」に検討を加えたい。 方針」を協議して決定した。この時、 福島少将の英国出発を二日後に控えた一九〇二(明治三五)年五月二〇日、 『日英連合軍大作戦方針』は、後の「帝国国防方針」及び「帝国軍の用兵綱領」の原型・骨組みとも目される内容を「日英連合軍大作戦方針」は、後の「帝国国防方針」及び「帝国軍の用兵綱領」の原型・骨組みとも目される内容を 当時の陸海軍の作戦構想を知る上で貴重なものである。従って、「三五年五月、 寺内陸軍大臣、上村軍令部次長、 陸海軍首脳部は桂首相及び小村外相の臨席を要請し、「大作戦方針」起案の経緯 田村参謀本部次長の陸海軍首脳部は、 大山参謀総長、伊東軍令部長、 内閣の一室において「日英連合軍大作戦 福島少将ヲ英国ニ派遣スルニ際 山本海軍

一 陸軍 (日英連合軍大作戦方針)

本文には項目区分は付されていないが、あえて項目区分をすると、次の通りとなる。

○ 作戦構想 (concept of operations)

] 露仏両軍の戦闘力(combat power)

(付表)

第一 列国海軍力比較表(海相により削除

第二 連合海軍力比較表 (海相により削除)

第三 絶東駐屯露軍戦時兵力一覧表

第四 東洋ニ於ケル仏国陸軍力

第五 露軍ノ満州及烏蘇里ニ集中スルニ要スル日数概算表

(四) 敵の可能行動 (enemy capabilities)

(六) (五) 部隊輸送(tranportation of troops)

我が行動方針(own courses of action)

(七) 作戦計画の要点(key point of OPLAN)

(V) 付記 (対清韓政府計画)

この 「日英連合軍大作戦方針」において最も重要な事項は「想定敵国の確定」と「作戦計画の要点」の二つであり、

(--) 想定敵国の確定

その内容を検討する。

清韓両国の安全保障を妨害し、

である。しかし、最終的な仮想敵はロシアかフランスの一国、若しくは露仏両国である」

日英同盟の目的に容喙する可能性のあるのは露、

独、 仏 墺、 伊、

米の六カ国

軍作戦方針」には一切ない。なお、交渉途上の段階で参謀総長名で仮想敵の絞り込むための文書を策定しなければ 海軍作戦方針」は露を想定敵国とすることを当然のこととして構成され、想定敵国の確定に関する記述は、「海

ならなかったことは、 わが国の陸軍関連の指導者間で、 対露戦に関する合意が充分に形成されていなかったことを

示唆している。

二 作戦計画の要点

隊の兵力集中以前に敵海軍基地を奪取して橋頭堡を築き、 |日英海軍は艦隊を集結して洋上に敵艦隊を撃滅し、制海権を確立する。陸海軍は協同作戦を展開し、 戦捷を確実にする」 敵地上部

作戦構想の基本に置いていたのである。 軍基地の早期制圧と、それに続く地上戦闘の展開を想定していた。即ち、 参謀本部は日英陸海軍協同作戦の基本方針として、まず、日英両海軍による制海権の確立後、 参謀本部は、 飽くまでも日英陸海軍の協同を、 日英両陸軍による敵海

なお、「日英連合軍大作戦方針」の全文は、[参考]・[史料一] として添付した。

2 (1)『井口日記』(防衛研究所戦史部所蔵)によれば、「五月一五日(木)福島少将俄ニ英国派遣ヲ命セラル」と記されている。 れる。 前掲 「福島少将英国派遣手続」(『関係書類』)。 なお、 防衛研究所戦史部所蔵『井口日記』の中に次のような記事がみら

「五月一八日 日 陰

久邇宮邦彦王殿下ヨリ芝離宮ニ於テ催サセラレタル園遊会ニ召サレ (中略) 園遊会ニ於テ田村次長ヨリ日英協約作戦方

(3) 「電報」一九〇二(明治三五)年五月一日付、宇都宮少佐から田村参謀次長宛て(『関係書類』)。 針案ヲ受ケ帰テ之ヲ閲読研究ス」

(5)「旧日英同盟協約に関する軍事協商顛末の摘要」(参謀本部『日英新協的第七条に基く軍事協商に関する顛末書』 (4)「福島少将ヲ英国ニ派遣スル事ニ為リシ手続」(『関係書類』)。

論

(6)防衛研修所戦史室編『戦史叢書·大本営海軍部·聨合艦隊』[·] 究所戦史部所蔵)。

(朝雲新聞社、

一九七五年)六二頁。

海軍 (海相訓令)

浅間」に打電し、 山本海軍大臣は一九〇二(明治三五)年五月二二日、英国に向けインド洋を経てスエズ付近を航行中の巡洋艦 伊集院海軍少将に対して日英陸海軍代表者会議列席に関する次のような訓令を付与した。

- 貴官ハ英国滞在中該国軍事当局者ヨリ会見ヲ請求セハ日本海軍代表者トシテ其求メニ応スヘシ

作戦地域ハ日英協約ノ本旨ニ基キ極東ニ局限シ予テ内示シタル協約ノ『別紙秘密覚書』ノ内容ヲ相互的ニ活用 会見ニ於テハ別紙第壱号会談記事及び第弐号覚書ニ基キ付属参考書記載ノ範囲内ニ於テ適宜商議スヘシ

スルヲ努ムヘシ

几

陸軍ノ事ニ関シテハ福島陸軍少将ト協議スヘシ

= 要スル時日ヲ知ルヘシ 英国軍事当局者ニ於テ言明シ得バ有事ニ際シ英国カ極東ニ集中 (香港到着)シ得ヘキ予定ノ艦種艦数及集中ニ

防衛研

五 会見ノ際必要ト認ムルトキハ常備艦隊参謀若クハ玉利公使館付ヲ列席セシムルヲ得ヘシ」

ヘク又海軍ノ作戦ニ至ッテハ該書ノ拘束ヲ受クベキモノニアラズ」と強調した。山本海相は次の二点を、敢えて作戦方へク又海軍ノ作戦ニ至ッテハ該書ノ拘束ヲ受クベキモノニアラズ」と強調した。山本海相は次の二点を、 さらに末尾では「日英連合軍大作戦方針ト題シ我カ陸軍カ福島少将ニ与ヘタル機密書ハ大体ニ於テ我カ海軍ノ承認シタ 情トハ日ニ月ニ革ルヲ以テ今ヨリ未来ノ戦ニ関スル百般ノ事情ヲ規約スルカ如キハ策ノ得タルモノニアラズ」と言明し、 海軍作戦方針」とも言うべき内容であり、日英軍事協商交渉のための基本文書である。その冒頭には「宇内ノ形勢ト事 た日本海軍の作戦関係書類である。「第弐号覚書」は、参謀本部(陸軍)の「日英連合軍大作戦方針」に対する「日英 ル所ナリ然レドモ該書中海軍ニ関スル部分例セハ海軍力ノ推算及之ニ基キタル策定ノ如キハ尚ホ貴官ノ考量判定ヲ要ス 海軍の作戦方針」である。付属参考書は「海軍戦時編制抜粋」、「戦時便宜供与項目」及び「秘匿事項」などが含まれ 訓令に示された「別紙第壱号会談記事」は既述の海軍側作成による予備会談記録であり、「第弐号覚書」は後述する

海軍の作戦に関しては「日英連合軍大作戦方針」の拘束を受けない。 予想される将来戦の細部について計画を立案することは無駄である。 針の冒頭と掉尾に記して、参謀本部(陸軍)案に強い反発を示している。

令の打電を前にして、田村参謀次長は海軍省大臣室において山本から「海軍作戦方針」について意見を求められ、次の 山本の蛮勇躍如たるものが感じられ、 海軍の独自性が強調されている。 一九〇二(明治三五)年五月二二日、 海相訓

ような会話が田村によって記録されている。

北法50(6:125)1455

(田村参謀次長)

論

作戦順序ハ該書ノ拘束ヲ受クヘキモニアラスト云々如キハ前後矛盾スルヲ以テ其説明ヲ求メシ」 一該覚書ノ末項又海軍ノ作戦順序云々ノ一項ハ前ニ陸軍案ノ大作戦方針ニ付キ大体ニ於テハ承認ストアリ乍ラ海軍ノ

(山本海相

·海戦ハ時ト場合トニ種々アルヲ以テ予メ其方針ヲ計画シ難シ」

(田村参謀次長) 「作戦計画ハ元来種々万般ニ於ケル不時ノ事変ヲ顧慮シ之ニ応スル計画ハ為シ能ハス平時ニ為ス所ノ作戦計画ノ基礎

(山本海相

ハ兵力ノ比較ニ基カサル可ラス云々」

「然ラハ又海軍ノ作戦順序云々ノ末項ハ削ラン付テハ陸軍ニ於テモ大作戦方針ノ書中海軍力ノ比較及推算ノ部ヲ削ル

ヘシ

軍力の比較表第一表及び第二表を削除し、 ないという表現を取消し、 田村は、 直ちに参謀総長に対し、以上の協議内容を報告し、参謀総長の許可を得て「日英連合軍大作戦方針」中の海 両者の妥協が図られた訳である。 海軍側は「作戦方針」の末項、 即ち「日英連合軍大作戦方針」の拘束を受け

(1)「訓令 (写)」一九〇二 (明治三五) 年五月二二日付、 海軍大臣男爵山本権兵衛から海軍少将伊集院五郎宛 (『関係書類』)。

(2)平時、英国に対しても秘匿すべき事項として秘密図書、秘密海図、防御計画書、 及び用船の部を除く)などが指示されている(『関係書類』)。

(4)「参謀次長記録」(『関係書類』)。

、防御計画書、出師準備計画書、戦時編制(艦隊編制